

香川県動物愛護推進懇談会設置要綱

(設置)

第1条 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)に基づき、香川県・高松市における動物愛護管理推進に関する施策、動物愛護推進員の委嘱の推進等に関し必要な協議を行うため、香川県動物愛護推進懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(懇談会の業務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項を協議する。

- 一 動物愛護管理推進計画に関すること。
- 二 動物愛護推進員の推薦に関すること。
- 三 動物愛護推進員の活動支援に関すること。
- 四 県民に対する動物愛護と適正飼養についての普及啓発に関すること。
- 五 その他動物愛護及び管理に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、委員15名以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱又は任命する。
 - 一 学識経験者
 - 二 香川県獣医師会の代表
 - 三 関係行政機関の職員
 - 四 住民の代表
 - 五 関係業界団体の代表
 - 六 動物愛護団体の代表
 - 七 研究機関の代表
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 懇談会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、会長が招集し、主宰する。

2 会長は、必要があると認めるときは、懇談会に諮って委員以外の者に会議に出席して意見を述べさせ、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、健康福祉部生活衛生課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月15日から施行する。